【はしがき】

著作権法は、面白いです！

なぜなら、著作権法は、私たちが、うれしくなったり、ムカッときたり、しょんぼりしたり、ワクワクしたり･･･。そうした、私たちの日常における「感情」に関わる事柄を取り扱う法律だからです。

私たちに親しみのある音楽やマンガや映画、ゲームなどが、裁判例にも登場してきますので、著作権法は、興味深く、学習を進めやすい法律だと思います。「本件ゲームソフトは、･･･愛の告白を受けることを目指して･･･努力を積み重ねるという内容の恋愛シミュレーションゲームである」（ときめきメモリアル事件最高裁判決より）なんて、裁判官が真面目に説明する様子を想像するだけでも、興味をひかれませんか？

とはいえ、独学で、法律の条文を１条から順に読み進めようとすると、きっと途中で挫折します。というのも、他の法律と同じように、あくまで「法律」ですので、抽象的で技術的な表現や用語も多いからです。また、法律の文章は、一文が長かったり、さらに、一つの文の中にたくさんのカッコが含まれていたりして、「意味がよく分からない･･･」などと感じる場合も多いかもしれませんね。

そのような場合の対処法ですが、理解の助けとするため、まずは、インターネットで関連情報を入手したり、学校で著作権法の授業を受けたりすることが考えられます。ただ、ザックリしすぎた説明で終わってしまっていたり、逆に、特定のテーマをつまみ食い的に取り上げるものだったりして、結局、自分のペースで読める、分かりやすい教材が必要だと感じている方も多いのではないでしょうか。

資格試験や検定試験にチャレンジする方であれば、著作権法の全体構造や、それぞれの条文の内容、そして裁判例について、要領良く学びたいと思っている方も多いと思います。また、本格的に著作権法を勉強するつもりはないが、職場や家庭で、必要な時に「気軽」に頼れる常備薬のような一冊があるといいな、という方もたくさんいらっしゃることでしょう。

そこで、本書の登場です！

本書は、これまで著作権法を学んだことがない方や、著作権について勉強したことはある（ような気がする）が、あまり頭に残っていないという自覚症状がある方など、著作権法学習の初心者（🔰）から中級者を主な対象としつつ、それぞれのニーズや進度に応じて利用できる「ちょうどよい」教材となることを目指して、執筆しました。

私は、これまで、著作権法の行政実務や教育に関わってきましたが、著作権法に触れたことがない方や、そもそも「法学」になじみのない方に対して、どのように「著作権法」についてお伝えしたらよいか、試行錯誤してまいりました。それらをギュっと一冊に凝縮したものが、皆さんがご覧になっている、この本です。裁判例等を踏まえつつ、著作権法の体系的な理解が図れるよう工夫するとともに、随所に、著者なりの見解とつぶやき（!?）も、散りばめています。

皆さん、旅はお好きでしょうか？　旅を楽しむためには、地図が必須アイテムです。本書は、皆さんの著作権法学習という「旅」に欠かせない地図のようなものとお考えください。

「旅のお供」として、本書を手掛かりとしながら、一緒に著作権法の旅に出掛けましょう！　また、本格的な旅には出掛けない（or 出掛けられない or 出掛けたくない）という方も、地図を見ながら、あれこれと、思いを巡らせて旅を楽しむことは自由にできます。本書をときどき眺めながらでも結構です。著作権法の世界を、一緒に散策してみませんか？

ガッツリ勉強したい方も、そうでない方も大歓迎です。どんな世界が広がっているのか、早速、のぞいてみましょう！

【用語解説】

本書を効果的に活用していただくために、本書における用語について、解説いたします。

【著作権の花】⇒読者の皆さまの体系的な理解の助けとなるべく、第１章〈１章２(3)〉に登場します。第２章以降は、この花の特徴に着目しながら説明を加えていきます。本書全体の構成も、第１章で紹介しています。

「総合案内ⓘ（イントロダクション）」⇒各章の最初にてご案内しています。それぞれの章で何を取り上げるのか、全体をまず見通せるようにしています。主な関係条文も記載していますので、学習の目安にしてください。

【ツボ＃●】⇒著作権法の大枠を理解するために押さえておきたいポイントを【ツボ】としてお示ししています。「著作権法は全く初めてです！」という方は、第１章の【著作権の花】をご覧いただいた後は、【ツボ】と、それに続く本文の**小見出し**を中心に、まずは、全体にザっと目を通してみるとよいと思います。なお、【ツボ】には、各章内の通し番号（＃）も付けています。

【ひとくちメモ】⇒最初は読み飛ばしていただいて結構です。本文の補足説明が多いのですが、中にはコーヒー・ブレイク的なものもあります。やや発展的な内容のものも、一部に含みます。タイトルを付けていますので、それを見て、ご自身のアンテナに引っ掛かるものを中心に、ご覧いただくとよいでしょう（なお、【ひとくちメモ】なのに「『ひとくち』じゃないだろコレ！」と突っ込まれそうな分量のものもあります。その際は、心の中でツッコミを入れていただきつつ、「欲張りなひとくち」もあるということでご勘弁を…）。

「裁判例」⇒裁判例によっては、枠囲いをして、個別に紹介しています。また、学習の便宜のため、小泉直樹ほか編『著作権判例百選』（有斐閣、第６版、2019年）に掲載のものは、百選Ⅵ●事件（●は掲載項目番号）として、併記しています。

なお、本書で紹介する裁判例が登載されている判例集等は、以下の略称を用いています。ただし、判例集未登載のものは事件番号〈例：平成●年（●）●号〉を付記しています。裁判例は最高裁判所ウェブサイト（https://www.courts.go.jp/）で検索し、閲覧・入手することもできます。

最（大）判：最高裁判所（大法廷）判決
高判（決）：高等裁判所判決（決定）
地判（決）：地方裁判所判決（決定）

民（刑）集：最高裁判所民事（刑事）判例集
無体裁集：無体財産権関係民事・行政裁判例集
知的裁集：知的財産権関係民事・行政裁判例集
判時：判例時報
判タ：判例タイムズ

【特別おまけメモ！】⇒発展的な内容を中心に、コラム的に取り上げています。主に、学習がある程度進んだ方を念頭に置いてはいますが、それぞれの読者の学習の深度や関心に応じて、お楽しみください。**【特別おまけメモ！】**としては、以下をご用意しています。括弧内は掲載ページです。

【特別おまけメモ！】メニュー表

著作権と人権（p.15）／**人工知能（ＡＩ）と著作権**（p.22）／**著作物（創作的表現）の相対性**（p.29）／**「応用美術」という差別的概念について**（p.46）／**職務著作制度の特徴**（p.84）／**「公衆への伝達権」**（p.130）／**デジタル消尽について**（p.138）／**「パロディ」について**（p.187）／**２要件説と総合考慮説の融和のすゝめ**（p.190）／**著作権の「消滅」**（p.252）／**著作権法上の集中処理の仕組み**（p.270）／**「表現上の本質的な特徴」の意義**（p.285）／**利用行為責任主体スペクトラム**（p.307）／**放送番組の二次利用とワンチャンス主義**（p.320）

Shiro's Relax Column ⇒本書は、いわば、「著作権の花と共に行く、著作権法の旅」です。そして、旅とくれば、ときどき寄り道するのも楽しいですよね！　このコラムは、ごくまれに登場するミニ・エッセイです（著作権法とは全く関係ない気楽な内容です！）。息抜きにどうぞ。

なお、法律名を特に書かず、条文番号のみ紹介しているものは、著作権法（昭和45年法律第48号）を指します。また、法令名を記さず、単に「**施行令**」とあるのは著作権法施行令（昭和45年政令第335号）を、「**施行規則**」とあるのは、著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）を指します。

本書で紹介する著作権法は、令和４（2022）年１月１日時点で施行されているものをベースとしていますが、令和３年の著作権法改正（令和３年法律第52号）も盛り込んでいます（なお、同改正は、改正内容としては大きく分けて「図書館」関係と「放送同時配信等」関係があります。令和４（2022）年１月１日時点で未施行の「図書館」関係については、改正内容によって施行日が異なっており、対応する施行日は、本文中の関連箇所に記載しています）。

＜主な参考文献＞（括弧内のゴシック体は、本書中の略称）

池村聡『はじめての著作権法』（日本経済新聞社、2018年）

岡村久道『著作権法』（民事法研究会、第５版、2021年）（⇒「**岡村**」）

加戸守行『著作権法逐条講義』（著作権情報センター、七訂新版、2021年（⇒「**加戸**」）

小泉直樹ほか編『著作権判例百選』（有斐閣、第６版、2019年）（⇒「**百選Ⅵ**」）

作花文雄『詳解 著作権法』（ぎょうせい、第５版、2018年）（⇒「**作花**」）

島並良ほか『著作権法入門』（有斐閣、第３版、2021年）（⇒「**島並ほか**」）

高林龍『標準 著作権法』（有斐閣、第４版、2019年）（⇒「**高林**」）

髙部眞規子『実務詳説 著作権訴訟』（金融財政事情研究会、第２版、2019年）（⇒「**髙部**」）

田村善之『著作権法概説』（有斐閣、第２版、2001年）（⇒「**田村**」）

中山信弘『著作権法』（有斐閣、第３版、2020年）（⇒「**中山**」）

半田正夫『著作権法概説』（法学書院、第16版、2015年）（⇒「**半田**」）

前田健ほか編『図録 知的財産法』（弘文堂、2021年）（⇒「**図録**」）

上記のほか、文化庁ウェブサイト（https://www.bunka.go.jp/）には、著作権法改正に関する情報や、著作権に関する教材等が掲載されており、便利です。

また、著作権法の条文を参照する際には、インターネットで検索してみるとよいでしょう。e-GOV（イーガブ）というサイトが便利です（https://elaws.e-gov.go.jp/）。著作権法は頻繁に改正されていますので、法律の条文は、常に最新の内容を見るようにしてください。

【目　次】

はしがき

用語解説

第１章　著作権法とは　1

１．総合案内ⓘ（イントロダクション）…… 1

２．著作権の特徴 …… 2

（1）著作権法の目的 2　（2）知的財産権としての著作権 5

（3）著作権法の全体像【著作権の花】11

第２章　著作物①　17

１．総合案内ⓘ（イントロダクション）…… 17

２．「著作物」として保護されるための３つの要件 …… 18

（1）「思想又は感情の表現」（要件①）18

（2）「創作的表現」であること（要件②）24

（3）「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」（要件③）34

第３章　著作物②　35

１．総合案内ⓘ（イントロダクション）…… 35

２．著作物の種類（ジャンル別）…… 36

（1）全部で９種類（例示列挙）36　（2）言語の著作物 36

（3）音楽の著作物 37　（4）舞踏又は無言劇の著作物 39

（5）美術の著作物 40　（6）建築の著作物 47

（7）図形の著作物 49　（8）映画の著作物 51

（9）写真の著作物 53　（10）プログラムの著作物 56

３．著作物の類型（タイプ別）…… 58

（1）類型 58　（2）二次的著作物 58　（3）編集著作物 63

（4）データベースの著作物 64　（5）共同著作物 66

４．保護を受ける著作物とそうでないもの …… 67

（1）日本の著作権法により「保護を受ける著作物」67

（2）権利の目的とならない著作物 69

第４章　著作者　71

１．総合案内ⓘ（イントロダクション）…… 71

２．「著作者」の基本的な考え方 …… 72

（1）全ては「創作」から 72　（2）誰が「創作者」か 72

（3）「映画の著作物」の「著作者」75　（4）著作者の「推定」78

3．「職務著作」（例外その１） …… 79
（1）制度趣旨（「創作者＝著作者」ルールの例外）79
（2）「職務著作」の成立要件 80　（3）「職務著作」の法的効果 84
4．「映画の著作物」（例外その２） …… 85
（1）制度趣旨（「著作者＝権利者」ルールの例外）85
（2）成立要件 86　（3）法的効果（著作権の法定帰属）87

第５章　権利の内容①（全体像：権利内容のイロハ） 89

1．総合案内ⓘ（イントロダクション） …… 89
2．著作者の権利（全体像） …… 90
（1）権利は自動発生（無方式主義）90　（2）著作者の権利の性格 91
（3）「著作者人格権」と「著作権」の全体像 92
（4）著作者人格権の一身専属性 95
（5）著作権法で重要な「公衆」概念 96

第６章　権利の内容②（著作者人格権） 99

1．総合案内ⓘ（イントロダクション） …… 99
2．公表権 …… 100
（1）公表権の内容 100　（2）「まだ公表されていない」著作物 100
（3）公表権が及ばない場合 102
3．氏名表示権 …… 103
（1）氏名表示権の内容 103　（2）氏名表示権が制限される場合 105
4．同一性保持権 …… 107
（1）同一性保持権の内容 107　（2）同一性保持権が及ばない場合 110

第７章　権利の内容③（著作権） 117

1．総合案内ⓘ（イントロダクション） …… 117
2．コピーに関する権利 …… 118
3．公衆への提示に関する権利 …… 120
（1）上演権・演奏権 120　（2）上映権 123　（3）公衆送信権 124
（4）公への伝達権 130　（5）口述権 131　（6）展示権 132
4．公衆への提供に関する権利 …… 133
（1）「頒布」と「譲渡」と「貸与」の関係 133　（2）頒布権 134
（3）譲渡権 137　（4）貸与権 140
5．二次的著作物に関する権利 …… 142
（1）二次的著作物をつくる権利 142
（2）二次的著作物の利用権 144

第 8 章　著作権の制限①（権利制限規定の主な特徴）　147

1．総合案内ⓘ（イントロダクション）……147
2．権利制限規定の考え方……148
（1）権利制限の一般的なルール 148
（2）「個別」の権利制限規定ということ 148
3．権利制限規定の注意ポイント……151
（1）権利制限規定のおおまかな種類（全体像）151
（2）権利制限規定に書かれていること 153
（3）権利制限規定のトリセツ 154

第 9 章　著作権の制限②（権利制限規定の内容）　157

1．総合案内ⓘ（イントロダクション）……157
2．「私的複製」関係（カテゴリー①）……158
（1）私的使用のための複製 158　（2）私的録音録画補償金制度 166
3．「付随・軽微利用」関係（カテゴリー②）……168
（1）付随対象著作物の利用 168　（2）検討過程における利用 170
（3）柔軟な権利制限規定①（享受を目的としない利用）171
（4）柔軟な権利制限規定②（コンピュータ利用に付随する利用）174
（5）柔軟な権利制限規定③（コンピュータ情報処理結果の提供に付随する軽微利用）175
4．「図書館」関係（カテゴリー③）……178
（1）図書館等における複製等 178　（2）国会図書館の特例 183
（3）公文書管理法等に基づく利用 184
5．「引用・転載」「報道」関係（カテゴリー④）……185
（1）「引用」185　（2）国等の周知目的資料の「転載」191
（3）時事問題に関する論説の「転載」等 192
（4）政治上の公開演説や裁判での公開陳述等の利用 193
（5）時事の事件の報道のための利用 194

第10章　著作権の制限③（権利制限規定の内容）　197

1．総合案内ⓘ（イントロダクション）……197
2．「教育」関係（カテゴリー⑤）……197
（1）学校等における授業目的利用 197
（2）授業目的公衆送信補償金制度 202
（3）検定教科書等への掲載 204　（4）デジタル教科書への掲載等 204
（5）拡大教科書等の作成のための複製等 205
（6）学校教育番組の放送等 205　（7）試験問題としての複製等 206
3．「福祉」関係（カテゴリー⑥）……208
（1）点訳のための複製等 208
（2）視覚障害者等向けの録音図書の作成等 209
（3）聴覚障害者等向けの字幕の作成等 211

4．「非営利・無料」関係（カテゴリー⑦）……214
(1) 非営利・無料による上演・演奏・上映・口述 214
(2) 放送番組の非営利・無料による同時再送信等 216
(3) 非営利・無料による貸与 218
5．「立法・行政・司法」関係（カテゴリー⑧）……219
(1) 裁判手続等における複製 219
(2) 情報公開法等に基づく開示利用 221
6．「所有権との調整」関係（カテゴリー⑨）……221
(1) 美術・写真の原作品所有者による展示 221
(2) 公開の美術の著作物等の利用 223
(3) 美術・写真の著作物の展示等に伴う利用 224
(4) 美術・写真の展示著作物の所在情報提供に必要な利用 226
(5) オークション等における美術・写真の画像掲載 228
(6) コンピュータ・プログラムの複製物の所有者による必要な複製 229
7．「放送局」関係（カテゴリー⑩）……230

第11章　保護期間　233

1．総合案内ⓘ（イントロダクション）……233
2．「保護期間」の考え方……234
(1) 趣旨 234　(2) 適切な長さの保護期間とは？ 236
3．「著作者人格権」の存続期間……237
(1) 原則（著作者の生存期間中）237
(2) 著作者の死後であっても実質的に保護される 237
4．「著作権」の存続期間……238
(1) 原則（著作者の死後70年）238
(2) 例外（「公表後70年」となる３つの場面）239
(3) 注意したい保護期間の特例 243

第12章　権利の利活用　247

1．総合案内ⓘ（イントロダクション）……247
2．利活用の方法……248
(1) 全体像 248　(2) 譲渡 248
(3) 利用許諾（ライセンス）253　(4)「出版権」の設定 259
(5) 担保権の設定 263
(6) 共同著作物や共有著作権の特別ルール 264
3．権利者と利用者のマッチングの円滑化方策……268
(1) 全体像 268　(2) 集中管理 269　(3) 裁定制度 272
4．登録制度……275
(1) 意義 275　(2) 登録の種類・効果等 276

第13章　権利侵害　279

1．総合案内ⓘ（イントロダクション）……279
2．直接侵害とみなし侵害……280
（1）直接侵害 280　（2）みなし侵害 287
3．権利侵害の救済措置……291
（1）全体像 291　（2）民事上の救済措置 292　（3）刑事罰 298
4．侵害主体論……302
（1）直接侵害と間接侵害 302
（2）侵害主体性（利用行為主体性）の判断基準 303

第14章　著作隣接権　311

1．総合案内ⓘ（イントロダクション）……311
2．著作隣接権の特徴……312
（1）全体像 312　（2）主な特徴 312
3．実演家の権利……316
（1）概要 316　（2）権利の内容（「何を」主張できる？）322
4．レコード製作者の権利……325
（1）概要 325　（2）権利の内容（「何を」主張できる？）326
5．放送事業者及び有線放送事業者の権利……328
（1）概要 328　（2）権利の内容（「何を」主張できる？）330

第15章　国際条約　333

1．総合案内ⓘ（イントロダクション）……333
2．著作権等関係の国際条約……334
（1）知っておくと役立つ考え方 334
（2）著作権関係（主なもの）336
（3）著作隣接権関係約（主なもの）339

事項索引……343
裁判例索引……351
あとがき